

はじめに

Vol.49

◎第292回（第20期第1回）隱岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員：葛西、吉田、前田、矢田、濱田、亀谷、田中、升谷、小中、安部委員

欠席委員：なし

開催日時：平成24年9月5日（木） 14:10～16:00

開催場所：隱岐郡隱岐の島町港町 JFしまね西郷支所3階会議室

議題

1. 会長及び会長職務代理者の互選について

第20期となって初めての海区委員会であるため、隱岐海区漁業調整委員会の会長及び会長職務代理者の互選が行われました。会長及び会長職務代理者は以下のとおり決定しました。

会長：葛西 清秀 会長職務代理者：亀谷 潔

2. 島根県連合海区漁業調整委員会委員の選出について

島根県連合海区漁業調整委員会委員（以下連合海区）は、隱岐海区及び島根海区の委員の中からそれぞれ5名ずつ選出することとなっています。

この度、両海区の委員会委員の改選に伴い、連合海区の委員についても改めて選出する必要があったため、委員会で協議されました。その結果、隱岐海区からは以下のとおり選出されました。

委員：葛西 清秀 吉田 篤司 濱田 利長 亀谷 潔 小中 竹雄

【島根県連合海区漁業調整委員会】

本土側の島根海区漁業調整委員会と隱岐海区漁業調整委員会の両委員会から各5名を選び、両海区の共通の漁業調整事項等を審議する機関。

3. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）

まあじの平成24年漁期のTAC（漁獲可能量）が国から示されました。国の基本計画変更に併せて島根県の計画も変更するために、知事から隱岐海区漁業調整委員会へ諮問がされ、審議が行われました。以下報告された変更点です。

・平成24年漁期の知事管理量の変更

第一種特定海洋生物資源の種類	平成23年漁期の知事管理量	平成24年漁期の知事管理量
まいわし	若干	若干
まさば及びごまさば	22,000トン	22,000トン
まあじ	37,000トン	38,000トン
するめいか	若干	若干
ずわいがに	若干	若干

・平成24年漁期の中型まき網の知事管理量の変更

第一種特定海洋生物資源の種類	第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	平成23年漁期の知事管理量	平成24年漁期の知事管理量
まいわし	中型まき網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	21,000トン	21,000トン
まあじ	中型まき網漁業	34,000トン	35,000トン

委員からは、資源量などについて質問がありました。

《審議の結果》この諮問について、原案のとおりで異議なしの答申をすることとなりました。

4. 漁業権の一斉切替えについて（協議）

国の定めた「漁場計画の樹立について」（平成24年6月8日付け24水管第684号）を基本として、本県の実情に即した適切な漁場計画樹立の考え方（素案）を協議しました。

(1) 国の漁場計画樹立の考え方

基本的には従前の内容と変更はないが、昨年発生した震災や原発事故への対応、昨年度から開始した資源管理・所得補償対策との整合、近年、国際的に高い関心が集まっているクロマグロの資源管理体制の強化などが新たに追記されました。

(2) 県の漁場計画樹立の考え方

基本的考え方、関係機関協議、共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権、漁業権行使規則などについては、従前どおりの考え方で行います。免許の内容の表示については、漁業の名称の表示は、その内容を正確に表することに留意し、特に組合管理漁業権たる特定区画漁業権の対象となる養殖業は、「かき養殖業」ではなく、「かき垂下式養殖業」など、その漁法を冠することとなります。そして、関係地区（地元地区）について、市町村合併等により住所表記が変更されている場合には、地区の範囲が従来と変わらないよう現在の住所表記に改めます。

(3) 切替えに係るスケジュール（予定）

行使実態調査、漁業者等の要望調査	平成24年7～10月	漁場計画の決定及び公示	平成25年2～3月
漁場計画の素案作成	平成24年10～11月	免許申請期間	平成25年3～5月
委員会協議	平成24年11～12月	適格性及び優先順位審査	平成25年6月
関係機関協議、漁場計画原案作成	平成24年12月末	委員会諮詢・答申	平成25年6～8月
委員会諮詢・公聴会・答申	平成25年1～2月	免許及び公示	平成25年9月1日

委員からは、共同漁業権の区域、中途免許などについて質問がありました。

《協議の結果》委員会として異議なしの回答がされました。

5. 平成25年度全漁調連日本海ブロックに提出する要望事項について（協議）

島根県連合海区漁業調整委員会事務局から平成25年度島根県連合海区漁業調整委員会の要望事項案として、従来からの懸念事項である日韓新漁業協定の実効確保と韓国漁船の監視取締体制の充実強化に関することとして以下4点が提案され、隱岐海区漁業調整委員会としての意見を協議しました。

1. 竹島の領土権を早急に確立し、暫定水域を撤廃すること
2. 竹島の領土権が確立し、暫定水域が撤廃されるまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること
3. 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締の充実強化を図ること
4. 我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、排他的経済水域内における許可隻数の削減、操業規制の強化を行うこと

《協議の結果》より強く要望するということで、案のとおり要望することとしました。

6. 中型まき網漁業許可について（報告）

関係者の意見を参考に、本県水産業の振興などを勘案し、大中型まき網漁業の廃業見合いとして、新たに中型まき網漁業1件の許可を行った旨が報告されました。

連絡先

隱岐支庁水産局内
隱岐海区漁業調整委員会事務局
Tel: 08512-2-9669
Fax: 08512-2-9674